

**5 戦傷病者・戦没者遺族の援護等****447億円（490億円）****（1）戦没者の父母等に対する特別給付金の継続（支給事務費） 3百万円**

現行の特別給付金国債が最終償還を迎えることから、国として改めて特別の慰藉を行うこととし、戦没者の父母等に対する特別給付金（額面100万円の5年償還の国債）を継続して支給する。

**（2）戦没者慰霊事業の推進****5.1億円**

未送還遺骨情報に基づく速やかな遺骨収集の実施、慰霊巡拝及び戦没者遺骨のDNA鑑定等の戦没者慰霊事業の推進を図る。

**6 中国残留邦人に対する新たな支援****99億円**

中国残留邦人に対して、従来の施策に加え、その置かれた特別な事情に配慮した新たな支援策を講ずるため、第168回国会（臨時会）において成立した「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）」を踏まえ、老後の生活の安定、地域での生き生きとした暮らしを実現する。

**（1）中国残留邦人に対する支援給付の実施（新規）****91億円**

老齢基礎年金制度による対応を補完するため、新たに生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付などの支援給付を実施し、生活の安定を図る。

また、中国残留邦人に理解が深く、中国語ができる「支援・相談員」を福祉事務所に配置し、円滑な実施体制を整備する。

**（2）地域社会における生活支援の実施（新規）****5.6億円**

中国残留邦人が地域において生き生きと暮らすことができるよう、地域における支援ネットワークづくりを図る。

**（3）啓発・広報の実施（新規）****53百万円**

中国残留邦人問題への国民の理解と協力を得るための啓発・広報を実施する。

（参考）平成20年度概算要求に計上した老齢基礎年金の満額支給のために必要な保険料の追納及び広報事業については、前倒しして実施することとし、平成19年度補正予算案に計上した。（254億円）

**7 原爆被爆者の援護****1, 536億円（1, 536億円）**

保健・医療・福祉に係る総合的な対策の推進を図るため、医療の給付、諸手当の支給のほか、調査研究及び国立原爆死没者追悼平和祈念館の運営等を行う。

**（1）医療特別手当に係る認定の見直し****79億円**

原爆症認定の在り方についての見直し結果を踏まえ、医療特別手当の所要額を確保する。

**（2）在外被爆者対策の充実****9億円**

保健医療助成事業について、上限額を引き上げる。

(平成19年度)		(平成20年度)
13万円	→	14万5千円
(4日間以上入院の場合)		
14万2千円	→	15万7千円

**（3）広島、長崎県市に対する高齢被爆者に係る医療費負担の緩和 19億円**

高齢被爆者が多数であり相当の医療費負担増となる広島、長崎の自治体の負担を引き続き緩和する。

**8 カネミ油症研究の推進****2. 8億円**

油症研究のより一層の充実・強化を図るため、従来の油症研究班の研究内容、実施体制等の見直しを行うほか、油症患者の協力を得て、新たに健康実態調査を行う。

**9 生活衛生関係営業の指導及び振興の推進****18億円（17億円）**

生活衛生関係営業経営の健全化、衛生水準の維持向上を図るため、全国生活衛生同業組合連合会等を通じた経営革新、消費者サービスの向上を図るとともに成長力底上げ戦略推進事業を実施する。